

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課 梶原 成元		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 19 年版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球環境の保全
施策	1 節	1 地球環境の保全			
その他関連する個別計画 京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂)					

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策」

平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	<p>地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年(平成 4 年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。</p> <p>京都議定書における 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の温室効果ガス排出量 6%削減約束を確実に達成する。</p>				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	24,459,797	24,649,957		
	一般会計	624,159	844,615		
	特別会計	23,835,638	23,805,342		
施策を構成する具体的手段	<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。 ・業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。 <p>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。 <p>【京都メカニズム活用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有望な CDM(クリーン開発メカニズム)/JI(共同実施)案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。 ・CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。 				

施策の方針に対する総合的な評価

指 標 名	温室効果ガスの総排出量[CO ₂ 換算ト]						
H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目 標	目標年	目標値
13 億 6,100 万	13 億 5,500 万	13 億 5,800 万	13 億 4,000 万	調査中		H20 ~ 24 年度の平均	11 億 8,600 万
目標を設定した根拠等	基準年	基準年の値					
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂)					
<p>地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成 17 年 2 月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。</p> <p>(計画の評価・見直し等)</p> <p>政府全体の温暖化対策については、京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成 18 年度の排出量は、基準年総排出量と比べて 6.2%増加しており、京都議定書の</p>							

6%削減約束の達成には6.8%(注)の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成19年5月地球温暖化対策推進本部)によれば、平成18年度の我が国の地球温暖化対策は、前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。

(注): $6.8\% = 6.2\%$ (基準年総排出量との差) + 6% (京都議定書の削減量) - 3.8% (森林吸収分) - 1.6% (京都メカニズム分)

そのため、平成18年10月から、環境省・中央環境審議会や経済産業省・産業構造審議会等の関係審議会において、本計画の評価・見直しが進められ、平成20年2月には京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告が公表された。この最終報告では、森林吸収分3.8%、京都メカニズム分1.6%を含めても、現行対策のみでは、

6%には1.7~2.8%(約2,200~3,600万t-CO₂)の不足が見込まれるものの、報告に盛り込まれた対策・施策の追加・強化により、約3,700万t-CO₂の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。これを踏まえ、平成20年3月には京都議定書目標達成計画の全部改定が閣議決定された。

旧政府の実行計画(平成17年4月閣議決定)に基づく、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成18年度までに13年度比で7%削減する目標は達成した。同計画を引き継いだ政府の実行計画(平成19年3月閣議決定)に基づき、平成22年度から平成24年度までに排出される温室効果ガスの総排出量の平均を13年度比で8%削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。環境税については、京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていく」とされた。

我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、運営体制を確立した。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業をNEDOに委託して実施した。

(国際交渉等)

国際的には、平成19年12月にインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP3)において、2013年(平成25年)以降の将来枠組みに関する議論が行われ、全ての国が参加し2009年までの合意を目指すパリ・ロードマップが採択された。気候変動への適応や技術移転等の途上国支援、更にはクリーン開発メカニズム(CDM)のあり方や、後発途上国、特にアフリカにおけるCDMプロジェクトの促進等につき、一定の成果を得ることができた。また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関する日米セミナー、日中、日印セミナー、アジア太平洋地域セミナーを開催している。

(森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保)

2007年5月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。



今後の主な課題

6%削減約束を確実に達成するために、毎年6月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を厳格に点検する。

平成21年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。

過去の進捗が見込みと比べ十分とは言えない対策の加速化、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する。

政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する。また、それに向けて必要な予算を確保する。

国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第1約束期間後の2013年(平成25年)以降における全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築。

将来の条約事務局によるレビューに耐えうる適切な森林等の吸収量算定方法の確立を図る。



今後の主な取組

平成 19 年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。
 京都議定書目標達成計画の点検と評価を踏まえ、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化する。
 官民が適切な連携を図り、様々な手法を効果的に活用しながら、京都メカニズムクレジットを取得していく。
 国際的には、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築に向けた取組を積極的に進めていく。
 国際的な検証にも耐えうる吸収源の算定・検証体制を構築し、吸収量の認証に必要なデータの整備を推進する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	2. 地球環境の保全	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	地球環境局 総務課長 梶原成元		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)		平成 19 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章 地球環境の保全
施策(節)	1	1 地球環境の保全	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
	3	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進		
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)		

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策」

平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	2,747,646	2,563,948		
	一般会計	2,747,646	2,563,948		
	特別会計	-	-		
施策を構成する具体的手段	<p>【オゾン層の保護・回復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。 ・「フロン回収・破壊法」によるフロン類の回収・破壊の促進、ハロンや断熱材フロンの排出抑制対策の検討、途上国におけるオゾン層保護対策等への支援。 <p>【酸性雨・黄砂対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。 ・国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立や日中韓三ヶ国による共同研究の実施。 ・酸性雨・黄砂について、国内モニタリングの実施。 <p>【海洋環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施と「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組の実施。 <p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。 ・世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守や発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。 ・アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。 ・地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。 				

施策の方針に対する総合的な評価

(オゾン層の保護・回復)

オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。

業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率及び回収量は増加したものの、目標の達成に向けて更なる向上を図る必要があり、平成19年10月から施行された改正フロン回収・破壊法の周知徹底を図り、回収量の増加に努める必要がある。

(酸性雨・黄砂対策)

EANETは2001年(平成13年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターと協力しつつEANETへ積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法に合わせた長期モニタリング計画に基づき調査を行い、酸性雨による影響等について評価しており、目標達成に向け進展があった。黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

(海洋環境の保全)

海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの効率のかつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

森林の保全については違法伐採等に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠化対策については西アフリカ及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

(研究調査)

競争的資金については、プログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)による研究管理及び不正防止策を講じる等、管理・評価体制の充実を行い、環境研究の質の向上を図った。

地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第4次評価報告書の完成に貢献した。



今後の主な課題

(オゾン層の保護・回復)

改正フロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率の向上に向けた取り組みの強化。
冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討。
途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の推進。

(酸性雨・黄砂対策)

EANET の協定化、東アジア地域の大气環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発等
EANET 活動の発展・拡大に向けた検討。

国内酸性雨モニタリングについて、質の高いデータの取得、大气汚染物質の長距離輸送の監視と自然生態系への影響把握に重点を置いた観測体制の検討。

日中韓三カ国環境大臣メカニズムを活用した、黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築、並びに共同研究実施等の北東アジア地域協力の検討。

(海洋環境の保全)

海洋環境モニタリングの方針等の見直し。

二酸化炭素海底地層貯留に係る環境保全上適正な管理手法の検討。

漂流・漂着ゴミの問題解決に向けた検討。

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。

砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。

南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書（平成 17 年 6 月採択）への対応、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討、法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、海外広報の充実、FTA/EPA 条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。

アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

(研究調査)

観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化、観測データ利用の促進。

より重要な分野への研究資源の配分強化、海外との連携強化。

今後の主な取り組み



(オゾン層の保護・回復)

改正フロン回収・破壊法の周知徹底を図り、行程管理制度等を着実に実施するとともに、冷媒漏洩対策に向けた実態把握調査を行う。

ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を実施する。

途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。

(酸性雨・黄砂対策)

東アジア地域においてはオゾン等の広域汚染の影響が懸念されているところ、EANET の活動及びその将来発展を積極的に支援することにより、地域の大气環境管理の推進に貢献する。

国内における酸性雨の被害を未然に防止するため、酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを着実に実施する。

黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを構築するとともに、共同研究を実施する。

(海洋環境の保全)

海洋環境モニタリングについて、モニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。二酸化炭素海底地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する検討。

我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、引き続き漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討を行う。

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

違法伐採対策の民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。

砂漠化適応策の手法検討を行う。

南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、法に基づく手続きの更なる徹底を行う。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

引き続き、G8、国連、OECD、エコアジア等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。

国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、より重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	3. 大気・水・土壌環境等の保全	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	水・大気環境局 総務課長 岡部直己		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 19 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全 3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全 5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策		3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
				5 章	化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策
その他関連する個別計画		ヒートアイランド対策大綱(平成 16 年 3 月 30 日策定)			

施策について

施策の方針	<p>大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。</p>				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	4,573,889	5,412,577	5,925,877	
	一般会計	4,573,889	5,412,577	4,755,812	
	特別会計	-	-	1,170,065	
施策を構成する具体的手段	<p>【大気環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定発生源からの大気汚染に関する、規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。 ・ 自動車排出ガス等による大気汚染に関する、規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。 ・ 大気環境に係る科学的知見の充実、その他基礎調査の実施。 ・ 大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 <p>【大気生活環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。 <p>【水環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。 ・ 新環境基本計画戦略的プログラムに沿って、流域全体を視野に置いた、地下水涵養機能や水環境の保全に対する総合的な取組の実施。 ・ 工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。 ・ 排水基準の暫定基準撤廃に向けた排水処理技術開発の促進を実施。 ・ 底質、底生生物を含めた水環境の保全・改善。 ・ 第6次水質総量規制の推進と閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンの策定。 ・ 東アジア諸国における海域環境の保全に向けた、水質総量規制制度の導入支援指針の策定。 ・ 赤潮の多発といった海域環境の悪化や水産資源の減少が問題となっている有明海・八代海の海域環境の再生に向けた調査研究の実施。 ・ 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。 ・ 湧水の復活・保全のためのガイドライン作成等、総合的な支援策の実施。 ・ 水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 				

【土壌環境の保全】

- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。
- ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び汚染の除去等の措置の実施(市街地土壌汚染対策の実施)。
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。

施策の方針に対する総合的な評価

近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催し、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。しかし、今般の評価は欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性のもとになされていることに留意する必要がある。

光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも悪化している。また、光化学オキシダント注意報も多発している。こうした状況を踏まえ、平成19年7月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、光化学オキシダント及び対流圏オゾンの濃度レベルの上昇要因等を明らかにするとともに、収集整理した既存の最新の知見及び当面取り組むべき課題を中間報告として取りまとめた。

全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、第166回国会において、自動車NOx・PM法を改正し、平成19年5月18日に公布され、平成20年1月1日から施行された。また、これに伴い、自動車NOx・PM法施行令等が改正された。

騒音、振動、悪臭に係る苦情件数が近年増加傾向にあり、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。航空機騒音の環境基準については、新たな評価指標の採用について中央環境審議会より答申を受け、告示の一部改正を行った。ヒートアイランド対策では、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、民間事業者等の取組がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では86.3%となり過去最高を達成したが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。また、公共用水域水質及びダイオキシン類水質・底質の常時監視における測定地点数(検体数)はやや減少していた。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組むとともに、的確かつ効率的な監視体制を構築する必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、排水基準の効率的なモニタリング手法の確立、排水基準の暫定基準撤廃に向けた排水処理技術開発の促進及び効果的な公害防止のための対策を行う必要がある。

水に関する国連ミレニアム開発目標(2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。)の達成に向けて貢献するため、アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところである。中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のため、引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。

第6次水質総量規制の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されている。また、閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討が着実に進んでいる。

東アジア諸国における水質総量規制制度導入を支援する指針策定に向けた検討が着実に進んでいる。

有明海・八代海総合調査評価委員会の報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。

法律に基づく土壌汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壌汚染の調査・対策が広く実施されている。その一方で、法律の施行を通して浮かび上がってきた課題等について指摘がなされている。

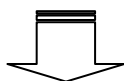
農用地土壌汚染対策地域については、平成 19 年度末までに 6,577ha が指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる 5,559ha が地域指定を解除されている。

ダイオキシン類土壌汚染対策は平成 19 年度に 1 地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

平成 18 年のダイオキシン類排出総量は、H15 年比で約 20%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国的环境調査結果では、概ね環境基準を達成している。

農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、H19 年度に新たに 16 農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。

公害防止体制の促進については、平成 19 年 3 月に、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理を実践するための行動指針となる「公害防止ガイドライン」を示した。また、一部の事業者において、測定データ改ざん等の不適正な事案が発生したことも踏まえ、平成 19 年 8 月からは、事業者の取組の厳正化を図り効果的・効率的に公害防止を実施するための方策等を検討。平成 20 年 4 月に報告書を取りまとめる等、効果的な公害防止取組の在り方について、着実に検討を進めている。



今後の主な課題

微小粒子状物質の定量的リスク評価手法に係る十分な検討、正確な濃度測定を行うための測定精度の改良、生成機構や大気中の組成解明及び多岐にわたる排出源の把握に関する情報の整理。

大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。

光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握及び注意報の発令状況の改善。

大気生活環境の保全について、近年の苦情傾向や国際動向等に対応した対策の実施、長期的視点も考慮に入れた民間事業者等におけるヒートアイランド対策の取組の推進及び対策指針の策定。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくりの推進。

湖沼の水環境改善に向けた取組、的確かつ効率的なモニタリング体制の確立、地下水の総合的な管理、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献等。

閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制の実施に向けては、新たに設定される指標の測定手法やモニタリング体制の検討等が必要となる。

東アジア諸国に水質総量規制制度を導入するにあたっては、多国間に跨る閉鎖性海域の保全に向けたスキーム検討が必要となる。

有明海・八代海については、有明海・八代海総合調査評価委員会の報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を関係省庁と連携して実施することが必要となる。

土壌環境施策に関するあり方懇談会において課題として取りまとめられた「サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策」、「土壌汚染対策法の対象範囲」及び「搬出汚染土壌の適切な処理の確保」等について、施策の具体化を図っていくための検討。食品中のカドミウム規格基準の見直し動向を踏まえた、農用地土壌汚染対策地域に係る指定要件の見直しの検討。

国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。

農薬について、生態系保全の充実に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実。

効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発及びガイドラインに沿った産業界の取組状況のフォローアップが必要。また、平成 20 年 4 月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた公害防止を促進するための方策等の検討が必要。



今後の主な取組

微小粒子状物質について、リスク評価手法の確立につき検討するほか、測定機器の試行・評価、生成機構、排出原情報等の知見の収集・整理、データ解析作業、継続的な曝露データの蓄積を行うとともに、粒子特性や疾患に着目した長期・短期曝露影響調査を実施し、国内の大気環境における粒子状物質の曝露による健康影響の知見を充実させる。

光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流

「圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国際的取組の実施。

大気生活環境の保全について、工事・事業場騒音等の施策の更なる拡充。嗅覚測定法の精度確保と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進及び対策指針の策定。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討、シンポジウムの開催等の実施。

新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準の早期撤廃に向けた取組の実施、的確かつ効率的なモニタリング手法及び水質監視体制の確立を図るための検討、地下水の総合的な管理に向けた検討・対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組等の実施。

引き続き、第6次水質総量規制の実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討を推進する。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制の実施に向け、新たに設定される指標の測定手法やモニタリング体制の検討等に着手する。

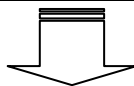
引き続き、東アジア諸国における水質総量規制制度の導入支援を推進する。また、東アジアに存在する多国間に跨る閉鎖性海域の保全に向けたスキーム検討に着手する。

引き続き、有明海・八代海総合調査評価委員会の報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を関係省庁と連携して実施する。

土壤環境施策に関するあり方懇談会報告を受けて、土壤環境施策の見直しについて中央環境審議会に諮問。食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域指定要件の見直しについて中央環境審議会に諮問。

POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。農業について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農業の動態及び生物多様性に与える影響の調査の実施、農業の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

平成19年3月に示した「公害防止ガイドライン」について、多くの事業者がガイドラインを踏まえた環境管理に自主的に取り組めるよう、継続的に普及啓発を行うとともに、ガイドラインに沿った産業界の取組状況をフォローアップする。また、平成20年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえ公害防止を促進するための方策等を検討、実施する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 紀村英俊		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 19 年版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策			
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月改定)			

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策・

平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	115,126,516	100,938,947	93,508,028	
	一般会計	115,126,516	100,938,947	93,508,028	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。 ・3R イニシアティブの推進及び「ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じた、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。 <p>【循環資源の適正な3Rの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。 <p>【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の適切な施行、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツールの普及等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 ・一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 <p>【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 ・産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 ・PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。 <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等の不適正処理の防止、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保。 ・廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。 <p>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。 				

施策の方針に対する総合的な評価

【国内及び国際的な循環型社会の構築】	循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的に進めており、物質フロー指標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。また、策定から5年目を迎えたため、本計画の見直しを行った。具体的には、総務省による「リサイクル対策に関する政策評価」(平
--------------------	---

成 19 年 8 月)も踏まえ、物質フロー指標及び取組指標に係る目標値の強化・拡充等を図るとともに、低炭素社会等の構築に向けた取組の統合、地域や国際的な循環型社会構築に向けて重点的に取り組むこととした。

とりわけ、国際的な循環型社会形成については、平成 19 年 9 月に、OECD における物質フロー分析及び資源生産性に関する取組において、OECD-ジャパンセミナーを OECD と共催するなど資源生産性の指標導入に関する国際的な議論をリードした。また、「3R イニシアティブ」の下で、「第 2 回アジア 3R 推進会議」の実施等を通じて、アジアにおける循環型社会形成を推進するとともに、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展しており、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【循環資源の適正な 3R の推進】

容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は増加傾向にあり、これに伴い分別収集量も増加している。家電リサイクル法については、再商品化義務率を大幅に超えた高率の再商品化が実施されている。食品リサイクル法については、旧基本方針に定められていた再生利用等実施率を平成 18 年度までに 20%にするという目標を各業種の平均では満たしているが、平成 19 年に改定した新基本方針においては、平成 24 年度における業種別の目標値が新たに盛り込まれており、その達成に向け更に取り組んでいくことが必要。建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成 22 年度の目標値を上回っており、木材については平成 22 年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。

以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。目標達成に向けて着実に進展している。

【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

前年度に比べ、産業廃棄物の排出量は若干増加したが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、平成 28 年 7 月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制の整備が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ 759 件増加し、1,409 件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約 5% から約 9% となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

不法投棄対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。

国際的な循環型社会形成については、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

浄化槽の普及率については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいないことにより、平成 15 年度から平成 18 年度までの推移を見ると、8.1% から 8.8% へと向上したにとどまっております。目標の達成はかなり困難な状況にある。ただし、浄化槽の普及率が上昇していること、浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村が、前年度とほぼ同数であることから、効率的な生活排水対策が着実に進展している。

なお、指標 浄化槽の普及率については、浄化槽の整備について単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整備の一層の推進を図ることにより、引き続き上昇を図るものとする。

今後の主な課題

天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を国内外において一層推進していくことが必要。具体的には、平成 20 年 3 月に改定された循環基本計画に基づき、地域循環圏の形成に向けた具体的かつ実効的な施策や、ライフスタイル変革に向けた国民運動等を積極的に推進することが必要。また、低炭素社会と循環型社会の統合的な取組が必要。さらに、社会経済の実態を適切に評価・点検するため、物質フローや廃棄物等に関する情報的的確な整備が必要。

リサイクル、適正処理等のための各種施策のみならず、リデュース、リユースをさらに進める施策を推進することが必要。

一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

各種リサイクル法について、さらなる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しが必要。また、国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、製品中の希少金属の回収・リサイクルと有害物質の処理が必要。

産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB 汚染物や微量 PCB 混入廃電気機器の適正な処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保が必要。

不法投棄防止の早期発見、未然防止対策を引き続き強化することが必要。

3Rを通じて国際的な循環型社会形成を推進するため、G8とアジアにおける複層的な3Rイニシアティブの展開が必要。また、適正な国際資源循環確保に向け、不法輸出入対策に関する国際連携の強化が必要。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の更なる推進を図ることが必要。



今後の主な取組

地域の特性等に応じた最適な規模の循環を形成する地域循環圏の構築や3R国民運動の推進を行うとともに、物質フロー指標に係る情報的確な把握のため、循環型社会形成推進基本計画において補助指標等の充実を図り、国際的な知見の集積等による、比較可能な資源生産性、循環利用率、最終処分量の定量情報の強化・提供を行う。また、国際的な循環型社会の構築に向けて、我が国の制度・技術・経験の国際展開などにより大きな貢献を果たす。廃棄物発電の導入や、廃棄物系バイオマスの有効活用などを通じて、循環型社会と低炭素社会の統合的取組を進める。

循環交付金の活用等により、市町村における一般廃棄物の3R・エネルギー回収等を推進し、循環型の地域づくりを実現する。

危険性、有害性等を理由に市町村において処理が行われていない品目（農薬及び塗料）について、処理実態を把握し、必要と認められる品目について適正処理システムの確立のための検討を行う。

建設リサイクルについて、引き続き、制度の見直しを行う。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、製品中の希少金属の回収・リサイクルと有害物質処理について検討を開始する。

産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB 汚染物処理施設の整備推進等の PCB 処理推進方策及び石綿含有廃棄物の新たな処理技術についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。不服審査のための業務の強化を図る。

不法投棄対策について、都道府県等との情報共有等、不法投棄の監視・即応体制の強化を図る。

今後作成する新ゴミゼロ国際化行動計画を踏まえて、アジア地域を中心に、我が国の経験、技術、システムを生かしつつ、二国間・多国間協力を進める。また、税関との連携やアジア各国との連携体制の強化等により廃棄物等の不法輸出入対策の強化を図る。

単独処理浄化槽使用者への積極的な働きかけを図ること等により、合併処理浄化槽への転換を推進する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	評価年月	平成20年4月
総括部局及び総括課長名	自然環境局 総務課長 奥主喜美		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成19年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (325ページ以降)		
政策	2章	環境保全施策の体系	政策 (章)	6章	自然環境の保全と自然のふれあいの推進
施策 (節)	1節	6 自然環境の保全と自然のふれあいの推進			
その他関連する個別計画		第三次生物多様性国家戦略			

環境・循環型社会白書「平成19年度環境の保全に関する施策・平成19年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。				
予算動向		H17年度当初	H18年度当初	H19年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	16,461,934	16,499,350	16,042,056	
	一般会計	16,461,934	16,499,350	16,042,056	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略の実施、見直し。 ・自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集、整備及び提供。 ・生物多様性保全に関する国民への普及広報、多様な主体の参画促進。 ・国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。 <p>【自然環境の保全・再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。 ・国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。 ・多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。 <p>【野生生物の保護管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息環境等の調査による現状把握、及び「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト(レッドリスト)」の作成。 ・「種の保存法」に基づく、希少野生動植物種個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定。生息状況等の調査による現状把握。 ・「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。 ・「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。 ・「外来生物法」に基づく、外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等の実施。 <p>【動物の愛護及び管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「動物愛護管理法」に基づき策定された動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進。 ・動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための指導普及の推進。 ・ペットフードの安全性の確保のための規制の検討。 <p>【自然とのふれあいの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園等の優れた自然を有する地域から、身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおける施設整備。 ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。 ・議員立法により成立した「エコツーリズム推進法」(平成19年6月27日公布)を受けた、「エコツーリズム推進基 				

本方針」の検討。

・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策及び適正利用に係る検討・調査等の実施。

施策の方針に対する総合的な評価

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

新・生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供、国民への普及広報の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。

生物多様性条約第10回締約国会議の招致に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。自然環境の状況や社会経済の変化を施策に反映させるため、新・生物多様性国家戦略を見直し、第三次生物多様性国家戦略を策定した。

【自然環境の保全・再生】

原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後5年を経過したことを受け、自然再生事業の進捗状況について検証した。

【野生生物の保護管理】

レッドリストの第2次見直し作業を終了し、その成果を社会に広く公表した他、保護増殖事業の推進、緊急指定種の指定、国指定鳥獣保護区の指定などの各種施策を推進するとともに、外来生物法に基づき特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を上げた。また、鳥獣保護法に基づく狩猟鳥獣の追加等が行われ、人と鳥獣の関係の再構築に向けた進展があった。

【動物の愛護及び管理】

動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、所有者明示を推進するためのパンフレットの作成・配布及び動物愛護センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県による犬ねこの引取数が減少の傾向を維持する等、人と動物との共生など目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

平成19年3月、米国において有害物質が混入したペットフードに起因し多数の犬ねこに健康被害が生じ社会問題となったこと等を踏まえ、平成20年3月、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」を国会に提出し、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。

【自然とのふれあいの推進】

自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にしたい気持ちの育成が図られた。

議員立法により「エコツーリズム推進法」(平成19年6月16日公布)が制定され、エコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。

2度にわたる温泉法の一部改正等により、温泉資源保護対策、国民の温泉に対するニーズに対応するための情報提供の充実、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策など、温泉行政に関する制度の見直しについて大きな進捗が見られた。



今後の主な課題

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや林地・農地の耕作等放棄が依然進行していることなどから、第三次生物多様性国家戦略に示された4つの基本戦略に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた生物多様性の状況把握と保全のための対応、国民への普及広報及び多様な主体の参画促進が必要。

生物多様性条約の第10回締約国会議の招致、開催に向け、国際的取組を一層充実させることが必要。

【自然環境の保全・再生】

国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法を検討。地域の多様な主体の参画による自然再生事業を着実に実施する必要。

【野生生物の保護管理】

レッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集。
種の保存法に基づく、希少種の流通の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等のさらなる推進。
鳥獣保護法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施、鳥獣被害に強い地域づくりの推進。
渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等の国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の登録、保全等の推進。

【動物の愛護及び管理】

ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。
動物愛護センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくための、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参画自治体の増加及び適正譲渡の推進。
動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。
動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及の強化。
ペットフードの安全性の確保のための、必要な基準・規格及び体制の整備。

【自然とのふれあいの推進】

国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。
地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。
環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的推進。
温泉法の改正内容等の適正な運用の推進。
温泉の持続的かつ適正な利用を図り、また魅力ある温泉地づくりを支援するための取組の推進。



今後の主な取組

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。
このうち、平成 20 年度からの新たな取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、わが国の生物多様性の総合評価、国民への普及広報、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を開始する。
引き続き生物多様性条約の第 10 回締約国会議の招致、開催に向けた取組を行う。

【自然環境の保全・再生】

自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進めるため、自然環境や社会状況等の調査を推進する。
地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。
自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民や NPO 等に対する支援の充実を検討する。

【野生生物の保護管理】

レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に

基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。

トキの野生復帰に向けた試験放鳥の開始、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。

鳥獣保護法等に基づく具体的施策の展開や鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査等により野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

【動物の愛護及び管理】

動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。

再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比10増加の46自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに適正譲渡講習会を開催する。

マイクロチップを始めとする個体識別措置のより一層の普及を図る。

ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民へのより一層の周知、普及啓発を図る。

ペットフードの安全性に関する基準・規格の策定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」の実施に必要な体制整備として人員の要求、適正な給餌の在り方を含む一般向けのガイドラインの作成等を通じ、ペットフードの安全性の確保を促進する。

【自然とのふれあいの推進】

パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。

平成20年4月エコツーリズム推進法の施行を踏まえ、エコツーリズム推進基本方針を策定するとともに、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施する。

環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図る。

温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための政省令等を整備する。

温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する最近の医学的知見を踏まえた検討調査の継続実施や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を実施する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	6. 化学物質対策の推進	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 森本 英香		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 19 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策			
その他関連する個別計画					

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策・

平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	5,013,707	4,518,699	2,490,165	
	一般会計	5,013,707	4,518,699	2,490,165	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。 PRTR(化学物質排出移動量届出制度)データの集計・公表及び活用。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。 茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対する健康診査の実施、医療費等の支給による治療の促進及び有機ヒ素化合物による人への健康影響に関する調査研究の推進。 				

施策の方針に対する総合的な評価

<p>【環境リスクの評価】</p> <p>一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法対象物質の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。</p> <p>平成 19 年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の 36 物質に対し、32 物質の環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。なお、他の 4 物質については、現在実施中の試験等のデータを得た上で評価すべきとされ、19 年度のとりまとめは見送った。</p> <p>製品中の有害化学物質モニタリングを開始し、試行的に 4 物質を選定し、当該物質を含有する蓋然性が高い製品より約 100 検体について分析を行った。</p> <p>【環境リスクの管理】</p> <p>化審法については、同法に基づく新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検等を着実に実施するとともに、平成 20 年 1 月より、中央環境審議会等において一層のリスク管理措置を進めるべく見直しの議論をいただいているとこ</p>
--

る。また、Japan チャレンジプログラムに基づく事業者による既存化学物質の安全性情報収集を促進するため、平成19年度も引き続き情報提供・協力依頼を行った。その結果、平成19年度末までのスポンサー登録数は81物質となったが、目標値の達成に向け、期待していた成果が十分得られたとは言えない。(なお、スポンサー未登録物質の解析、今後の必要な取組等については、平成20年4月以降に開催予定の外部委員会において中間評価が行われる予定。)

化管法については、平成20年2月にPRTRデータの第6回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。また、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同部会において同法附則に基づく法の見直しの検討を行い、平成19年8月に中間取りまとめを公表しており、期待どおりの成果が得られた。

【リスクコミュニケーションの推進】

化学物質ファクトシートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザー派遣やE-ラーニングの整備による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ている。加えて、化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、新たな参加者を開拓し、目標達成に向け進展があった。

【国際協調による取組】

UNEP(国連環境計画)、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)及びOECD(経済協力開発機構)化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPsモニタリングの推進及び東アジアPOPs(残留性有機汚染物質)モニタリングワークショップの開催、第1回日中韓化学物質政策ダイアログを始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。これらの成果を総合すると、目標達成に向け、期待通りの成果が得られた。

【国内における毒ガス弾等対策】

茨城県神栖市の事案については、地下水汚染シミュレーション等報告書を公表するとともに、汚染土壌等の処理が終了するなど、期待通りの成果が得られた。

神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理がほぼ完了し、期待通りの成果が得られた。

静岡県浜松市の事案について、証言情報をもとに掘削確認調査を実施した結果、毒ガス運搬貯蔵容器1個を発見したものの、毒ガス成分は検出されず、本件については安全が確認された。

神栖市においてジフェニルアルシン酸(DPAA)にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。これらの成果をとりまとめた「DPAA等のリスク評価 中間報告書」を作成し、公表・配布した。今後、報告書に関して、一般住民向けに、分かりやすい内容のパンフレットを作成し、配布予定である。

毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、毒ガスによる被災未然防止のためのパンフレットを作成し、周辺住民等に配布するとともに、物理探査の実施に向けた検討に着手した。

今後の主な課題



【環境リスクの評価】

環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法の改善と、より様々な分野においてリスク評価結果の活用を促進していくことが課題。

製品中の有害化学物質モニタリングの体系化が課題。

環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするため、疫学調査等をはじめとする小児環境保健に関する調査研究を推進していくことが課題。

【環境リスクの管理】

WSSD2020年目標の達成に向けて、既存化学物質のスクリーニングを進めるとともに、有害性情報を充実させることが課題。

国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。これらと併せて、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協力を推進していくことが課題。

Japan チャレンジプログラムについては、収集情報の発信に着手しつつ、スポンサー登録数を増やすことが課題。

【リスクコミュニケーションの推進】

ファシリテーターや事業者の自主的な環境リスク評価等の支援を行うための人材の育成が課題。

化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大が課題。

【国際協調による取組】

SAICMに係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導が課題。

関係各主体と連携し、諸外国との制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。

【国内における毒ガス弾等対策】

神栖市における緊急措置事業について引き続き実施するとともに、医療手帳交付者のうち小児を対象とした医療・福祉等多角的観点からの支援体制の整備が必要。

神栖市の事案について、地下水汚染地域の一部拡大が認められることから、モニタリング孔配置の見直し、高濃度汚染地下水に係る対策が必要。

平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、土地所有者の要望に対応した未実施地域における環境調査の実施。

千葉市の事案について、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査が必要。

ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明。



今後の主な取組

【環境リスクの評価】

環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。

製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。

環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査(コホート調査)等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

既存化学物質等のスクリーニングを行い、リスクの程度に応じた取組を進める。

化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行により、化学物質の規制・管理の更なる推進を図る。また、引き続きPRTRデータの有効活用等を推進するとともに、PRTR制度の見直し及び円滑な運用を推進する。

Japanチャレンジプログラムの中間評価を踏まえ、事業者に対し引き続きプログラムへの参加・協力を求めるとともに、収集した有害性情報の評価を進める。

【リスクコミュニケーションの推進】

新たにファシリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材について、研修及び派遣などを進める。

引き続き化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

【国際協調による取組】

SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。

中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

神栖市における緊急措置事業において、新たに小児支援体制を整備するほか、高濃度汚染地下水に係る対策を実施する。

神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。

寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。

千葉市の事案について、物理探査調査を実施し、毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点が確認された場合、掘削確認調査実施に向けた技術的検討を行う。

ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名 7. 環境保健対策の推進	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 森本英香	

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 19 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策			
その他関連する個別計画					

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策・平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	22,870,963	22,596,023	22,317,748	
	一般会計	22,870,963	22,596,023	22,317,748	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく公害健康被害に対する補償と予防。 <p>【水俣病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化及び情報発信。 <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済。 <p>【環境保健に関する調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されている花粉症や化学物質の複合影響等の環境因子についての調査研究。 				

施策の方針に対する総合的な評価

<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p> <p>【水俣病対策】</p> <p>医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めているものの、最高裁判決後、新たな申請者が急増する等の課題が生じており、解決には至っておらず、更なる取組が必要である。</p> <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成 19 年度末までに 3,351 件(平成 18 年度末:2,389 件)が認定されており、被害者等の救済は着実に進んでいる。</p> <p>「石綿の健康影響に関する検討会」の実態調査結果(2 地域)、健康リスク調査結果(3 地域)、疫学的解析調査結果(1 地域)を平成 19 年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(6 地域)、救済法の被認定者に係る調査、石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査等を実施し、データや知見の集積を行った。</p> <p>事業者等から救済給付の費用の徴収を開始した。</p>

【環境保健に関する調査研究】

花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアルの情報提供を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。

化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査研究を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。

WHO の電磁界に関する総合評価について、今後の普及に向け、和訳を行った。また、熱中症・紫外線については熱中症や紫外線の環境保健に関するマニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。

今後の主な課題



【公害健康被害対策(補償・予防)】

公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の未然防止。
幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の一層の推進

【水俣病対策】

公健法の認定申請者等の新たに救済を求める者への対応。
公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施、国家賠償請求訴訟やその他の訴訟への対応。
水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。
水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。

【石綿健康被害救済対策】

救済法の附帯決議において、政府は、健康被害の実態について十分調査・把握し制度の施行に反映させるよう努めることや、情報収集等を行い必要があれば施行後5年を待たずとも所要の見直しを行うこととされている。
救済法の緊急見直しによる施行後未申請死亡者対応

【環境保健に関する調査研究】

スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制整備の検討。
大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、化学物質の複合影響に関する調査研究の一層の推進。
WHOの電磁界に関する総合評価について、一般国民に対する普及啓発。熱中症・紫外線に関する更に広い普及啓発。

今後の主な取組



【公害健康被害対策(補償・予防)】

公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。

【水俣病対策】

与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進める。
公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図る。
水俣病発生地域の環境福祉対策の充実を図る。
水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。

【石綿健康被害救済対策】

石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。
平成20年度以降、一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査(6地域)、石綿ばく露の疫学的解析調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査を実施する。

【環境保健に関する調査研究】

スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。
大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する文献調査等を行う。
健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行う。さらに、熱中症シンポジウムの開催や熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名 8. 環境・経済・社会の統合的向上	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名 総合環境政策局 総務課長 後藤 真一		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 19 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	4 地域における環境保全の推進 他			
その他関連する個別計画					

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策・平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	977,682	994,858		
	一般会計	977,682	994,858		
	特別会計	0	0		
施策を構成する具体的手段	<p>【経済のグリーン化の推進】 事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及、金融のグリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤の整備、等事業者の自主的な環境保全活動の推進、環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施、 国等及び地方公共団体におけるグリーン購入の促進や基本方針の見直しの実施、適切な環境情報のあり方検討、及びグリーン購入地域ネットワークの構築やライフサイクルアセスメントを用いた情報提供手法の検討等、環境に配慮した製品・サービスの普及促進、 二酸化炭素の排出量等に応じて課税する環境税やその他の地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、公害防止等のための税制上の措置についての検討及び順次導入。</p> <p>【環境に配慮した地域づくりの推進】 地域における環境保全のために策定される計画のうち、模範となるような計画への策定支援、地方公共団体における環境問題に関する先進的な施策事例等の収集、ウェブ上での情報提供、 公害の早急な解決、未然防止を図るための公害防止計画に基づく各種の公害防止施策の推進。</p> <p>【環境パートナーシップの形成】 国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体間のネットワークの構築を通じた、環境保全のための情報の集積・交換・提供。</p> <p>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】 環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境教育・環境学習に関する情報提供、環境学習プログラムの整備等、全ての年齢層を対象にした環境教育・環境学習。</p>				

施策の方針に対する総合的な評価

【経済のグリーン化の推進】	<p>環境報告書の作成やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムに取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつある。これにより、目標達成に向け一定の進展があった。経済のグリーン化の推進については、税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、環境税についても、21 世紀環境立国戦略や平成 20 年 3 月に改定された京都議定書目標達成計画において、総合的に検討する、とされた。経済のグリーン化の推進について、グリーン購入法の対象品目として、15 品目の追加と 61 品目の基準の見直しを行うとともに、環境情報の適切な提供方法について検討しガイドラインを策定した。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。</p>
---------------	--

【環境に配慮した地域づくりの推進】

環境に配慮した地域づくりについては、地域環境行政支援情報システム(知恵の環)が一定のニーズを満たすことができているが、効果をより一層高める必要がある。環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業によるCO₂削減効果が見られるなど一定の成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、19年度策定地域において、70市区町村で策定を要しないまでに環境質の改善が見られ、公害の解決という目標達成に向け進展があった。

【環境パートナーシップの形成】

環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという) / 地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EPOという)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。

わが国における「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の支援、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」及び「イノベーション25」において重点施策として位置づけられた国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するため、産官学が連携して行う環境人材育成方策等について検討を行い、平成20年3月に「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」を策定・公表した。

今後の主な課題



【経済のグリーン化の推進】

事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となるような金融グリーン化の促進、より効果的なグリーン購入の促進のための特定調達品目や判断の基準の見直し、小規模な地方公共団体のグリーン購入の取組の遅れへの対応が課題。
環境配慮型製品の信頼性向上のための製品テストや検証制度、適切な環境情報提供方法の検討が必要。
引き続き、環境配慮の向上に資するような税制上の措置の実施に努めるとともに、環境税についても検討を進めることが必要。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

低炭素型の地域づくりをはじめとする環境に配慮した地域づくりの一層の支援、利用者のニーズに対応した地域環境行政支援情報システムの充実、環境と経済の好循環のまちモデル事業の事業効果の評価、残された公害防止計画策定地域の公害の解消及び地域が抱える環境問題に的確に対応するための、総合的な計画制度のあり方に関する検討が課題。

【環境パートナーシップの形成】

NPO等の政策提言能力の向上、パートナーシップ形成に必要なプラザ等の体制・機能の充実、NPO等が経済的に自立した活動を展開し、パートナーシップ事業を形成するための支援が課題。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

個々人の環境保全の意識の向上を具体的な行動に結び付けること、環境教育の地域間格差を解消するためのプログラム整備等、わが国における「ESD実施計画」の初期段階における重点的取組事項のうち「高等教育機関における取組」を充実することが課題。



今後の主な取組

【経済のグリーン化の推進】

環境配慮促進法の見直しに向けた調査、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組みの調査検討・普及促進を実施する。

地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。

古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、検証可能な基準の作成、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。

環境配慮の向上に資するような税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりなど、環境に配慮した地域づくりの支援を進めるとともに、地域環境行政支援情報システムの質・量の充実、環境と経済の好循環のまちモデル事業の評価を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。

コミュニティ・ファンド等の市民出資を活用した環境保全活動の促進策を検討する。

【環境パートナーシップの形成】

地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催による NPO の政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、NPO等が経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策(例えばコンソーシアムの立ち上げ)を実施する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	9. 環境政策の基盤整備	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 後藤 真一		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 19 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (325 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	3 環境情報の整備と提供			
その他関連する個別計画	電子政府構築計画、重点計画 2007 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成 18 年 3 月 30 日)				

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策」

平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。				
予算動向		H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)				
	一般会計				
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	<p>【環境基本計画の効果的実施】 各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した同計画に係る取組の普及啓発</p> <p>【環境影響評価制度の適切な運用と改善】 環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。 環境影響評価法施行後 10 年に向けて、施行の状況についての検討の基礎となる情報の収集、適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。 戦略的環境アセスメントの導入にむけた検討。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種研究開発の実施。 研究開発のための基盤の整備、研究成果の普及。</p> <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】 環境情報の体系的な整備(収集、整理、加工)と国民等への情報提供、及び「電子政府構築計画」に基づく行政手続きの電子化や内部管理業務及びシステムの見直し。 国、地方公共団体等における、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修の実施。</p>				

施策の方針に対する総合的な評価

【環境基本計画の効果的実施】	第三次環境基本計画(平成 18 年 4 月 7 日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。
【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】	環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図ら

れた。また、環境影響評価法の施行の状況についての検討の基礎となる環境影響評価事例や制度及び技術に関する情報を収集するとともに、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。さらに、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて情報提供を行う等、上位計画における戦略的環境アセスメントの導入に向け一定の進展があった。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」において、平成15年度開始の3課題について、平成20年度より応用研究フェーズから実用化開発フェーズへ移行するなど期待どおりの成果が得られた。

環境技術の普及に向けて、さらに新分野での実証事業を推進するとともに、技術実証体制が確立した8分野については、民間主体の体制としてさらなる実証件数の拡大を図る。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

環境情報の整備と提供、広報の充実については、環境情報の在り方の検討を引き続き行い、課題を抽出し、環境情報の一体的・体系的な整備・提供・利用の実現に寄与した。

環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加に見るように、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。

各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。

研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。



今後の主な課題

【環境基本計画の効果的実施】

各主体が連携した取組を進めることにより具体的な各施策の実効性を高めるとともに、各主体の積極的な取組や施策の効果を明確化することなどを通じ、環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが課題。

【環境影響評価制度の適切な運用と改善】

環境影響評価について、環境に対する新たなニーズに対する法の見直しを含めた対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上、事業者、行政、住民等との情報の共有やコミュニケーションの充実、手続を終了した案件のフォローアップ、SEA(戦略的環境アセスメント)ガイドラインを踏まえた取組の推進、より上位の計画や政策での環境保全上十分な環境配慮システムの導入が課題。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備を進める。

また、中長期を見据えたナノテク技術開発や「21世紀環境立国戦略」などにおいて、環境エネルギー等日本の技術力による経済成長と国際貢献が重視していることから、我が国の環境技術の情報を国内外問わず、発信することが必要。

競争的研究資金については、その充実及び連携等の強化が課題。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい環境情報の電子的提供が課題。

環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。



今後の主な取組

【環境基本計画の効果的実施】

第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

【環境影響評価制度の適切な運用と改善】

環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。環境影響評価について、新たな調査・予測手法の開発、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り等を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを踏まえた実施事例の積み重ね、効果的な実施に向けた基盤の整備などを進める他、より上位計画等における環境配慮システムの導入を検討する。また、フォローアップの充実、ガイドラインに基づく効果的な SEA の実施のため、体制を強化する。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

平成 18 年 3 月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを毎年実施することとしている。

地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。

環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。

環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	